

医療費控除における「医療費通知」の活用について

医療費控除を受けるためには「医療費控除の明細書」に必要事項を記入し、所得税の確定申告書に添付し税務署へ提出します。この際、健保組合が発行する「医療費通知（医療費のお知らせ）」を提出することにより医療費控除の明細書の記載を簡略化できます。

医療費控除に活用する「医療費通知（令和3年1月～令和3年12月診療分）」の交付を希望される方は、別添『医療費通知発行依頼書』を記入され健康保険組合宛に提出ください。令和4年2月下旬以降に所属先へ「医療費通知」を送付いたします。

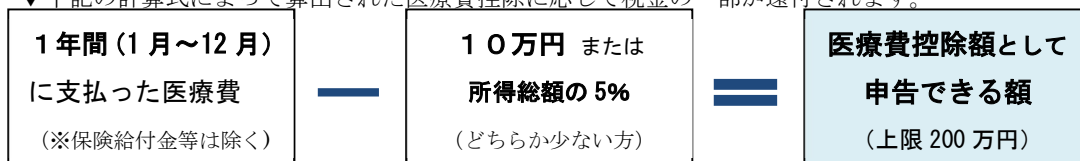
■ 医療費控除

1年間に支払った医療費の総額が基準額を超えた場合、税務署に確定申告することによりその超過払い分の医療費が課税対象の所得から控除され、税金の一部が還付される制度です。生計を同一にする世帯であれば、家族の医療費を合算して**10万円**を超えれば申告ができます。

[申告期間]：令和4年2月16日～3月15日

※会社員の医療費控除の還付申告は控除が発生した翌年の1月から5年間は申告が可能ですので3月16日以降も受付けてもらえます。

▼下記の計算式によって算出された医療費控除に応じて税金の一部が還付されます。



- ※保険給付金等……生命保険などから支給される給付金や、健保組合から支給される高額療養費等が含まれます。ただし保険からの給付金額がその対象となる医療費を上回った場合でも、他の医療費からは引かれませんが別の病気やケガで医療費がかかった場合は医療費控除の申告ができます。
- ※対象となる医療費……医療費通知には記載されない自由診療（子供の矯正治療、インプラント治療、金やセラミック等の一般的な材料を使用した歯科治療、人口受精等の不妊治療など）についても医療費控除の対象となる場合がありますので国税庁HP等でご確認ください。

■ セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）

申告される方が健康の保持増進及び疾病予防への取組み（健診や予防接種等）を行い**12,000円**以上の対象医薬品（特定の成分が含まれた市販薬品）を購入した場合「セルフメディケーション税制」を受けることができます。通常の医療費控除との重複適用は受けられず、どちらかを選択して申告することになります。



- ※商品パッケージにこちらの識別マークが表示されています。また購入した際のレシートの★や●などの印によって対象商品を確認できます。
- ※「セルフメディケーション」とは、自分自身の健康に責任を持ち軽度な身体の負傷は自分で手当することです。

※国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』を利用すると税務署へ提出する「医療費控除の明細書」や「確定申告書」等の作成ができます。

また、申告書の提出については新型コロナウイルスの感染リスクを軽減するため、ご自宅のパソコンやスマホから**e-Tax**（国税電子申告・納税システム）を利用した電子申告ができます。医療費控除の申告に関する具体的なご質問等は、国税庁HPや税務署にお問合せください。